

平成 29 年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
「障害児支援のサービスの質を向上させるための第三者評価方法の開発に関する研究」
分担研究報告書

評価者養成方法の開発と評価に関する研究

研究分担者 堀口 寿広（国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 室長）

【研究要旨】 障害児の福祉サービスについて第三者評価ないし外部評価を行うものを養成する全国共通の研修課程に必要な事項について、国内外の制度を参照するとともに、全国の運営適正化委員会等から意見を収集した。わが国の教育制度を踏まえ、キャリアパスの視点から養成研修の受講資格の要件としては「実務経験または施設管理者の経験」と「3 年ないし 5 年」という数値の組み合わせで検討することが適当と考えた。研修により養成を目指す評価者の専門職としての水準やサービスの評価に使用する項目に対応した研修日数の設定や実施方法を工夫し、研修の効果測定を行うことにより、エビデンスに基づいた評価者の養成研修を策定することが必要である。

A. 研究目的

障害福祉サービスに第三者評価を導入し情報を公表することで、利用者の選択に資するとともに事業者の取り組みを適正に評価し地域のサービスの質を高める効果が期待されている。（社会保障審議会障害者部会（第 88 回）平成 29 年 12 月 11 日開催 資料より抜粋）わが国において各種福祉事業者に第三者評価の受審率を高めるための方策についてはさまざまな検討がなされているが、評価者の質を確保することは重要な方策の一つと考えられる。しかしながら、現行の第三者評価者の養成は（東京都以外の地域では）全国社会福祉協議会のまとめたモデルカリキュラムに沿って各地で実施されているものの、研修の内容等については均一ではない^{注1}。つまり、養成の仕組みが全国で均てん化されているわけではな

いのである。また、多様なニーズに対応してさまざまなサービスを擁する障害児福祉サービスについて専門の評価者が養成されているわけではない。

このようなわが国の状況に比べて、たとえば、イングランドには Ofsted (Office for Standards in Education: 教育監査局 (教育機関を対象)) や CQC (Care Quality Commission: ケアの質委員会 (医療機関と福祉施設を対象))、スコットランドには Care Inspectorate (ケア査察機構) といった組織があり、厳格な養成課程を経て公的に認定された査察官 (investigator) による第三者評価を受けることが利用者・事業者双方にとって利益となるという認識が共有されている。また、サービスの利用に応じて施設に支払われる補助の原資は何かと考えたとき、行政にとって個々の

事業者の評価結果を情報公開していくことは納税者への説明責任を果たすことでもある。審査の依頼主である事業者に配慮した形式的な評価・審査ではなく、福祉サービスを消費者の視点から評価し改善していくという文化の醸成がわが国でも求められている。「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）に基づき、平成 30 年 4 月 1 日より、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とした「障害福祉サービス等情報の公表」が創設されることとなった。当該情報には第三者評価の受審の状況に関する項目が含まれる。

そこで、障害児の福祉サービスについて第三者評価ないし外部評価^{注2}を行うものを養成することを考えたときに全国共通の養成課程を設定するためにどのようなことが必要か、先行事例として国内外の関連した取り組みを参照するとともに、関係者からの意見を収集し課題を整理することを目的とした。

B. 研究方法

本研究では二つの調査を実施した。

1. 先行事例についての調査

第三者評価の先事例として国内外の制度を参考にした。

国外の例としては、前述の Ofsted, CQC, Care Inspectorate の各査察制度を対象とした。加えて、自閉症スペクトラムを有する障害者（児）に対応したサービスを認証している NAS（National Autistic Society：英国自閉症協会）を対象とし、他の研究者（内山、松葉佐、小澤、安達ほか）が担当者に質問（インタビュー）を実施した。

国内の例としては、公益財団法人東京都保健福祉財団東京都福祉サービス評価推進機構、社会福

祉法人全国社会福祉協議会にそれぞれ他の研究者（内山、小澤、安達ほか）と共に聞き取り調査（ヒアリング）を実施した。

それぞれの関係者に質問した事項は、以下の通りである。

- ・ 受講者に求める要件（受講資格等）
- ・ 養成課程に必要と考えられるカリキュラムの量（総時間数、研修の方法、科目等）
- ・ 受講料等の費用
- ・ 養成課程を修了した段階について設定すべき専門家としての資質の水準
- ・ カリキュラム作成時に課題や時間数を設定した方法
- ・ 資格の有効期間と更新の要否
- ・ 更新時の研修の内容と受講料等の費用
- ・ 研修講師の要件
- ・ その他（たとえば、遠隔地にいる受講者に向けた教材の工夫としての e-learning への対応等）

である。

ところで、わが国では新たに免許や資格を制定する際には学歴のほかにさまざまな要件を設定している^{注3}。一方、スコットランドを主として欧州各国では職業能力が測定され高等教育と職業に関連した各種資格の対応を整理する制度化が進んでいる^{注4}。そこで、本研究では国内外の制度の比較を容易にするとともに、わが国の教育制度および関連した資格制度に適合し制度として最終的な実装に資する目的でキャリアパスの視点を採用した。すなわち、実務経験を踏まえて受講者に求める要件、養成課程を修了した段階の資質、講師の要件について、「4 年制大学卒後の年数」を基準に図 1 の A から E に示す 5 つの数値を指標として質問した。

インタビューおよびヒアリングで得られなか

った情報は各団体への電子メールでの質問およびインターネット等で公表されている資料をもとに補完した。

また、専門職を対象に権利擁護支援者養成研修を各地で開講している一般社団法人全国権利擁護支援ネットワークについて、研修講師（特定非営利活動法人 PAS ネット）へのインタビューにより、本研究が想定する養成研修を企画する場合に検討すべきカリキュラム作成の工夫についての意見、および、第三者評価についての意見を求めた。

すなわち、本研究では養成研修の開催方法として次の三つの方法①受講者を集めて一括して研修を実施する方法（東京都福祉サービス評価推進機構）、②中央で指導者を要請し養成を受けたものが講師として各地で研修を実施する方法（全国社会福祉協議会）、③研修を実施する地域に中央から講師を都度派遣する方法（全国権利擁護支援ネットワーク）を検討の対象としたこととなる。（図 2）

2. 関係者からの意見の調査

福祉サービス第三者評価事業を推進する体制としては、第三者評価を行う機関の他に各種の委員会等が設置されている。一方、利用者の立場からみるとサービスに対する苦情の申し立てには複数の機関が関わり窓口は一つに限定されていないことがわかる（図 3）。そこで、現在第三者評価を推進しているさまざまな機関から、本研究の目指す評価者を養成することを想定した場合、養成研修をどのようなものとするべきかの意見を収集し、最終的にその合意形成（専門職の合意 experts' consensus）を図ることを考えた。

本研究では収集した意見を調査結果としてすべての調査対象者に返送し、他の回答者の意見を

参照しながら再度回答を得ることで意見の集約をめざす Delphi 法を採用した。本年度は「日ごろ児童福祉サービスの利用に係る苦情等に対応している機関」として全国の運営適正化委員会等の機関を対象とし、アンケート（資料 1）調査を実施した。なお、都道府県については運営適正化委員会とし、政令市については運営適正化委員会の設置がない場合は、他の事業者の提供するサービスについて利用者からの苦情等を受け付けている苦情解決第三者委員会等の機関合計 67 団体を対象とした。

質問項目は、障害児サービスの第三者評価者の養成課程を新たに全国共通で策定することを仮定して、それを前提に調査 1 と同じものとした。

調査用紙は平成 30 年 2 月に発送し同封した返信用封筒、電子メール等の方法で回答を得た。

調査の実施に当たり国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会の承認を得た。（承認番号：A2017-091）

C. 研究結果

1. 先行事例についての調査

国内外の制度について情報を表にまとめた。

1.1. 受講者に求める要件

1.1.1. 受講資格等

表 1 にまとめた。実務経験の年数について 3 年ないし 5 年という数値を設定しているものが複数あった。

1.1.2. 相当する教育年数

表 1 に示したように、他資格要件を設定する一方で学歴要件を明確に定めていないものもあった。Care Inspectorate（スコットランド）の規程を表 2 に示した。

1.2. 養成課程に必要と考えられるカリキュラム

1.2.1. 研修時間

各制度が規定している合計時間数を表 3 にまとめた。

1.2.2. 研修の方法

講義カリキュラム等の資料から、各課題の表題等から推測して分類し表 4 にまとめた。東京都福祉サービス評価推進機構によるものについては、実際の評価の手続きについて時間配分がどのようになされているかを図 4 に示した。

各制度をみると、講義形式に多くの時間を設定しているもの、実習に多くの時間を設定しているものがあった。

1.2.3. 科目等

講義カリキュラム等の資料の記載や関係者へのインタビューに対する回答をもとに、各課題の表題等から推測して分類して表 5 にまとめた。試験のうち Care Inspectorate については、ユニット（単元）ごとに評価を実施するというものであった。

1.2.4. 受講料等の費用

表 3 に掲載した。国外の制度については受講者本人の費用負担を求めないものもあった。

1.2.5. カリキュラムの専門性

本研究ではキャリアパスの視点から図 1 の A に受講者（資格要件を満たす者）、B に評価者（現任者）を充て、年（日）数を単位にして研修に盛り込むべきもの（ $C=B-A$ ）と研修の専門性（ C/D ）を求めて表 3 に掲載した。

研修の専門性については、現任者の報酬等をもとに試算したところ、研修 1 日あたり得られる専門職の経験に換算すると 2~9 日に相当するという値を得た。

1.2.6. 養成課程を修了した段階について設定すべき専門家としての資質の水準

本研究では受講者と評価者に相当する報酬の金額をインタビューや各機関が公表している資

料から得て表 1 に掲載した。

1.3. 資格の有効期間について

1.3.1. 資格の有効期間と更新の要否

表 6 にまとめた。東京都福祉サービス評価推進機構では更新のための研修に加えて 2 年連続して評価実績がない場合は登録が抹消されるという制度であり、Care Inspectorate は毎年更新を要する制度であった。

1.3.2. 更新時の研修内容と受講料等の費用

各制度における研修に設定された全体の時間数は表 7 に、受講料等の費用は表 6 に掲載した。

カリキュラムの内容について、東京都福祉サービス評価推進機構のものを表 8 に示した。

1.4. 研修講師に求める要件

養成研修の講師の要件（指標 E）について、要項等をもとに資格要件などを表 9 にまとめた。評価の経験者（実務者）が後進の指導を担当するという形式のものが多かった。

また、CQC では研修のための専門機関を有していた。

2. 関係者からの意見の調査

「回答できない」というものを含め合計 17 箇所（団体）から回答があった。情報を表にまとめた。

2.1. 受講者に求める要件

2.1.1. 受講資格等

現行の資格等と年数を用いての意見を表 10 にまとめた。さまざまな組み合わせがあったが、他資格の取得を前提に 3 年ないし 5 年の実務経験を必要とする意見が多くあった。

2.1.2. 相当する教育歴

表 10 の受講者の資格要件を 4 年制大学卒業後の年数に換算した場合の意見について、表 11 に示した。平均は 4.6 年であった。

2.2.養成課程に必要と考えられるカリキュラム

2.2.1.研修時間

養成研修全体にかけるべき時間数についての意見を表 12 に示した。合計時間の平均は 27.8 時間であった。

2.2.2. 研修の方法

研修の実施の方法別に割り振るべき時間数についての意見を表 12 の右側に示した。時間数の平均をみると座学（講義形式）が 9.2 時間ともっとも長く、つぎが実習で 7.2 時間であった。

2.2.3.科目等

設定した選択肢をもとに各単元に必要な時間数をたずね、それについての意見を表 13 にまとめた。平均を見ると評価の方法（項目の着眼点等）がもっとも長く 3.7 時間、つぎに評価の仕組みで 3.0 時間であった。

2.2.4.養成課程を修了した段階について設定すべき専門家としての資質の水準

到達すべき水準について既存の資格等と年数とを用いた場合の意見を表 14 に、これを 4 年制大学卒業後の年数に換算した場合の意見を表 15 にそれぞれ掲載した。表 15 の通り換算した年数の平均は 7.0 年であった。

2.3. 資格の有効期間について

2.3.1. 資格の有効期間と更新の要否

更新が必要という意見は 5 件、不要という意見は 2 件あった。

有効期間についての意見を表 16 にまとめた。平均は 3.6 年であった。

2.3.2.更新時の研修内容と受講料等の費用

更新のために行う研修に設定すべき時間数についての意見を表 17 にまとめた。合計時間の平均は 8.0 時間であった。

また、研修の方法ごとに割り振るべき時間数についての意見を表 17 の右側にまとめた。講義形

式のものが平均時間をもっとも長く 2.7 時間であった。

研修のカリキュラムの内容について選択肢を用いて課題ごとに設定すべき時間数をたずね、その意見を表 18 にまとめた。最近の事案を採り上げるとい科目の時間をもっとも長く平均 1.9 時間であった。

2.4.研修講師に求める要件

研修の講師の資格要件として、現行の資格等と年数の組み合わせによるものを表 19 に示した。複数の組み合わせによる意見があったが、実務経験 10 年という数値が多く見られた。

また、この要件について 4 年制大学卒業後の年数に換算するよう求めたところ、表 20 に示すように平均 15.0 年であった。

D. 考察

本研究では、わが国において障害児の福祉サービスに第三者評価ないし外部評価を行うものを養成することを仮定し、全国共通の養成課程を設定する場合に必要な事項について、国内外の制度を参照するとともに、全国の運営適正化委員会等から意見を収集した。

国外の制度については、そもそも評価制度が拠って立つ福祉サービスが同一ではなく、各評価者に規定された業務内容や業務遂行のために付与された権限などがわが国の関連した制度と同一ではない。第三者評価がサービス利用者のためのものであると同時に施設および職員のためのものであり、さらにはひろく地域住民にとっての利益にもなるという考え方が、どこまで国民の間で合意を得ているかという社会文化の違いも大きい。

また、教育制度についても国の間で同一ではないため、資格に対して設定される職業能力と高等教育との対応についても国際的な比較を行うことは容易ではない。

それらの違いを十分に考慮しながら、現行のわが国の教育制度と各種資格制度に適合し得るものを想定しつつ、本研究の目指す評価者について養成研修の受講者の要件について考察する。

まず、国内外の各制度において受講資格の要件（図1における指標A）は、「実務経験または施設管理者の経験」と「3年ないし5年」という数値の組み合わせが多かった。また、本研究で実施した全国の運営適正化委員会等を対象とした意見収集でも4年制大学卒業後の年数に換算して平均4.7年という意見であり、同様の傾向がうかがえた。

つぎに、研修修了時点で受講者が到達すべき水準（指標B）、すなわち評価者の専門職としての水準については、運営適正化委員会等を対象とした意見収集では、大学卒業後の年数で平均7年という換算値を得た。国外の制度についてはいわゆる職業能力の認定の制度の違いもあってか明確な情報ないしインタビューに対する回答が得られなかったが、それぞれ長い研修時間が設定されており、基礎的な研修を修了してから追加の研修を受講していく設計となっていた。したがって、国外の評価者の専門職としての水準をわが国の大学卒業後の年数に置き換えた場合には相当な年数になると考えた。これは当該職の業務内容およびその執行のために付与された法的な権限の程度と関連していると考えられる。

研修の方法について、各団体にはヒアリングやインタビューでe-learningへの対応について質問した。スコットランドは750を越える島を有しCare Inspectorateにおける通信教育や現任訓練（On-The-Job Training: OJT）による単位認定の実施、CQCにおけるe-learningや研修中の宿泊費の補助等は、島嶼地域を有しその他にも公共交通機関の便数等に地域差があるわが国において参考になる取り組みと考える。今後は情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）を活用し（図2）、遠隔地を含めた複数会場

での研修の同時開催や、さらに技術を駆使して施設内実習を仮想現実（Virtual Reality: VR）空間内で実施するということにより、全国で同一の研修を実施できるかもしれない。

研修のカリキュラムの内容と時間数は、受講者の水準だけでなく、評価に使用する項目の数や評価する範囲、評価自体の複雑さといった評価の特徴、評価の対象とするサービスの範囲、評価者の業務内容と権限などさまざまな要因に応じて大きく異ってくる。本研究では研修時間と受講によって得られる専門職としての経験値（受講によって図られるキャリア・アップ）という視点で、独自の指標（C/D）を設定した。たとえば、表2にも例示したようにスコットランドの単位・資格制度では、相当する時間数をもとに「単位」を用いて、資格に必要となる専門的な学習の経験値を量的に表している。本研究が目指す評価者の養成研修においても、講師や受講者を対象として「研修で得られたと考えられる経験」について質問を行い毎度評価するとともに、指標（C/D）を他の専門職の各種研修等にも適用して比較することで、評価者養成カリキュラムの検証と改善（スパイラルアップ）が図られることが期待される。

また、研修の効果を測定する方法としては、研修日ごとに宿題を出したり修了時に試験を実施する東京都福祉サービス評価推進機構のほかに、海外の例ではCare Inspectorateのように單元ごとに到達度を認定する仕組みもあった。また、CQCでは職員の研修のための機関を創設し、複数の方法で研修を評価しているが、そのうちのひとつとしてKirkpatrickの理論を用いた研修の評価が行なわれている^{注5}。障害児の福祉サービスの第三者評価者の養成課程を根拠（エビデンス）に基づいて策定するためには、実際に評価で使用する項目を用いて評価の試行を行い受講者同士の一致度を見る方法と、評価本研究で試算した指標（C/D）に加えて、評価の信頼性と妥当性を検証し得る方法の開発が必要で

ある。

本研究が指向する第三者評価ないし外部評価の仕組みが実装される場合、その資格要件については、先行する各種資格制度（たとえば、調査2で意見に含まれていたサービス管理責任者）のキャリアパスの設定（図5）を鑑みるにわが国の制度設計の方法として先行する他制度の要件を参照する形になると推察される。本研究で収集した情報や意見をもとに、より実情に即し、かつ、利用者の立場に立ちより高い質で評価を行うことのできる人材を確保し得る資格要件と養成研修の策定が求められる。

E. 結論

本研究の目指す障害児の福祉サービスの第三者評価ないし外部評価を行うものの養成研修については、国内外の情報と関係者の意見を踏まえて、「実務経験または施設管理者の経験」と「3年ないし5年」という数値の組み合わせで受講資格の要件を検討することが適切と考えた。エビデンスに基づいた評価者の養成研修を策定するために、養成を目指す評価者の専門職としての水準や使用する評価項目に対応した研修の日数設定や実施方法を工夫すること、研修の効果測定を行うことが必要である。

調査協力者 上田 晴男（特定非営利活動法人 PAS ネット）

注1：全国社会福祉協議会 政策企画部 調査資料「評価調査者の養成状況」表（平成30年1月）

（http://www.shakyo-hyouka.net/sisin/data/sys_c27_201801.pdf）を参照。

注2：第三者評価と外部評価の語の示す範囲について、厚生労働省 第17回社会保障審議会 少子化対策特別部会 資料4「情報公表・第三者評価等について」のうち「小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のサービス評価制度について」は、「自己評価と同様に少なくとも年に1回は、各都道府県が選定した評価機関が実施するサービス評価【外

部評価】を受けその結果を公開する」とし、意義について「外部評価は、第三者による外部評価の結果と、自己評価の結果を対比し考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行う」としている。概念上自己評価と対立するものと、自己評価を踏まえた評価のことをさすものと定義が二つあることがうかがえるが、制度との関連を説明した表（たとえば、千葉県

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/daisansha/seido.html>）を見ると根拠とする法制度やサービスによる語の使い分けであるようにも読める。一方、文部科学省 学校評価の推進に関する調査研究協力者会議（第3回）配付資料6は、保護者等が学校の自己評価の内容を検証することを狭義の外部評価、「学校の内部者以外のすべて、例えば保護者や評価機関等による評価」を広義の外部評価と区別している。また、同資料は第三者評価について「当該学校と直接関係をもたない、または当該学校及びそれを設置管理する主体とは独立した機関（国や都道府県教委等）が、学校を客観的に評価することにより、その現状と課題について把握し、客観的・専門的立場から指導助言等を行うことを目的として行うもの（下線部は資料作成者による）」としている。

注3：行政改革推進本部 規制改革委員会：規制改革に関する論点（平成11年7月30日）。論点57. 公的な業務独占資格について。〈参考2〉「業務独占資格整理表」

（<https://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku-suishin/11730ronten/57append2.pdf>）は、各省庁（当時）の所管する公的資格の受験資格について学歴要件、実務要件、他資格要件、他資格優遇、特例措置の5つの分類でその有無を整理しているが、学歴要件だけでも内容を見ると複数設定されているものが少ない。

注4：わが国でも国外の状況について情報を収集し検討を行っている。本報告書で参照したスコットランドおよびイングランドに関する資料の一例として、文部科学省 中央教育審議会：今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）。

（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm）諸外国における職業教育及び資格枠組みの動向。（平成23年1月31日とりまとめ）；pp215-218.

注5：市民からの質問 (Request ID: CQC IAT 2012 0635). に対する CQC の回答文書（文書名: Doc 2 20120719 FOI Response to Q4 and 5 re training CQC IAT 2012 0635.pdf）

によると、初任者研修 (induction programme) について 2012 年にミドルセックス大学 (Middlesex University) の学生を対象として妥当性の検証を実施している。研修直後と受講終了後一定期間たった後のモニタリングを実施したとのことであったが、この件について CQC へ直接問い合わせた (CQC IAT 1718 0032) ところ、査察自体がニーズに合わせて変更されるため研修も変更されており当時の初任者研修は現在は実施されていないものであるとのことであった。(検証の具体的な方法については引き続き情報を求めているところである。何故そのような方法にしたのか、何故そのような内容の項目としたのか、個々の項目について作成経緯と根拠に関する情報に容易にアクセスできることは重要と考える。) また、インターネットで公表されている文書の中には、行動評価法の一つである SOFI2 の研修において受講者の得点の評価を実施しているとの説明もあった。ちなみに、Kirkpatrick の 4 段階評価法モデルでは、研修終了後一定期間後の業務の評価を通じた効果の測定も行うことから、本研究が指向する第三者評価ないし外部評価においても、研修修了者について一定期間後に何らかのモニタリングがなされるような仕組みを導入することを検討すべきと考える。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

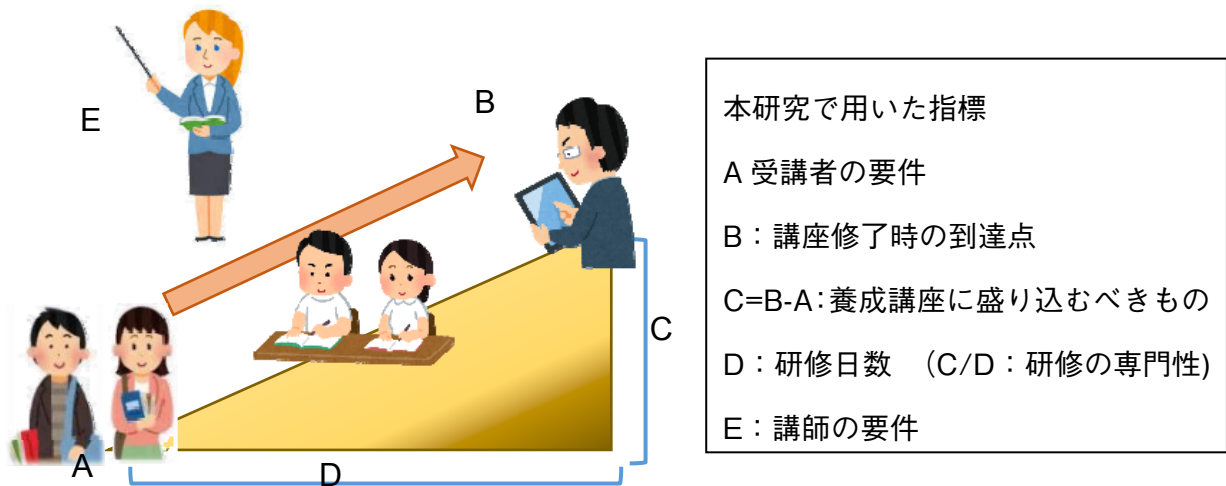
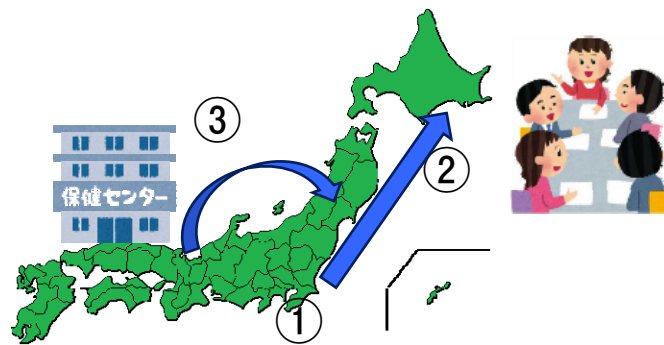


図1. キャリアパス要件と指標について



	開催方法	参考となる研修の例	特徴	課題	対策(案)
①	中央機関(東京等)にて開講し一斉研修を実施	(公財)東京都福祉保健財団【評価者】	<ul style="list-style-type: none"> 一斉研修により研修の質の確保が図れる 更新研修においては制度の変更等について周知が容易に行える 	<ul style="list-style-type: none"> 全国の受講者を一箇所に集める場合、会場と開講日を複数確保する必要がある 受講者の旅費等の費用負担が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> 受講者の旅費等については各地域(都道府県等)で一部補助を行う 宿泊設備を備えた研修施設を活用する
②	中央機関で開講、都道府県等代表の受講者が修了後各地で講師となり開講	(福)全国社会福祉協議会(全社協)【評価調査者】	<ul style="list-style-type: none"> 受講者の研修会場へのアクセスに応じて地域の実状に応じた開講ができる 地域の課題に対応したカリキュラムを組むことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 全社協の調査結果¹が示すように、研修日数・時間数等の詳細、受講料、カリキュラムの構成内容が地域によって同一ではない 同様に、更新のための研修が実施されていない地域がある 研修を通じて養成される評価者の質の確認が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 研修マニュアルの全国共通化(現行のモデル案から施行細則等を定めて規定化) 受講料の均てん化
③	地方からの要請に応じて中央機関より講師を派遣し開講	(非)全国権利擁護支援ネットワーク【権利擁護支援者】 ²	<ul style="list-style-type: none"> 担当する講師により研修の質の確保が図れる 受講者からの意見等を次回以降の研修に反映させることが期待できる 	全国67団体へ講師を派遣する場合、初任者研修(年1回以上)および更新研修(数年に1回)が必要である	<ul style="list-style-type: none"> 講師については中央機関での専従ないし機関への登録とし、複数チームを編成して分担して担当する

¹ 全国社会福祉協議会政策企画部調査資料「評価調査者の養成状況」(平成30年1月)
(http://www.shakyo-hyouka.net/sisin/data/sys_c27_201801.pdf)

² 公的な法制度等に基づく資格ではなく児童福祉サービスの第三者評価ないし外部評価をおこなうことを目的としたものではないが、研修の開催方法の参考例として研究班にて担当者へのヒアリングを実施した

図2. 養成講座の開催方法

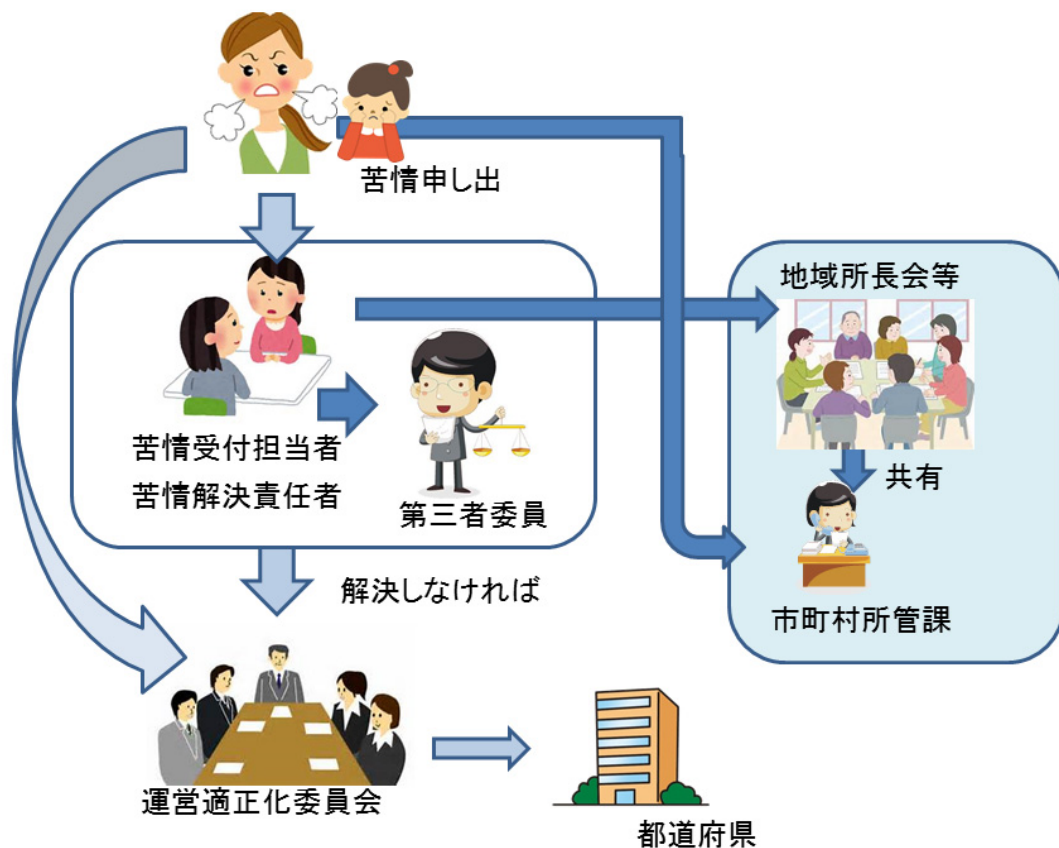


図3. 苦情対応の流れ（保育施設の例）

堀口寿広：保育，教育現場における障害児虐待を防止する対策の現状と，「保護者から誤解されかねない対応」について考える．第63回日本小児保健協会学術集会 シンポジウム．埼玉，2016.6.23 -25．使用スライドより

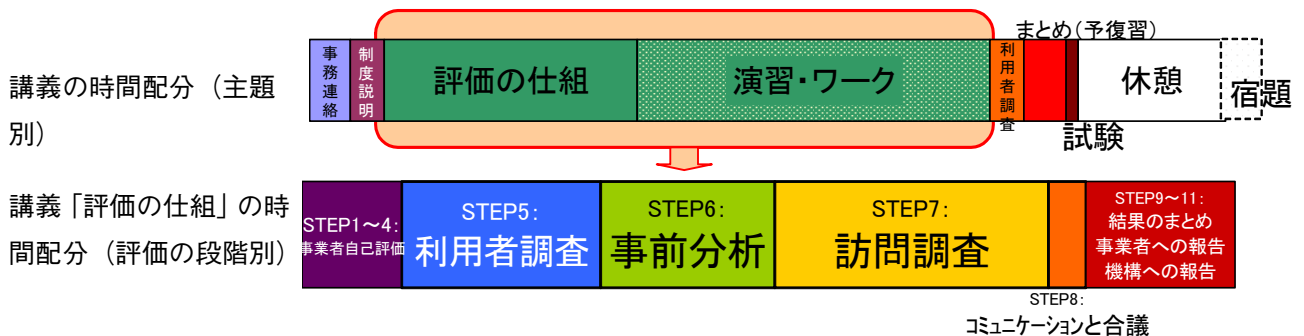


図4. 東京都機構の評価者養成研修（平成29年度）の例

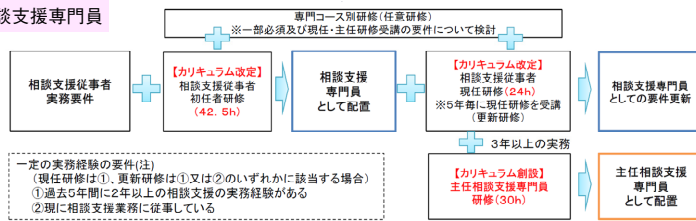
研修時間合計2,700分のうち、評価の仕組に関する講義に研修時間全体の70%が充てられており、講義形式でみると受講者によるディスカッションやグループワークの時間は研修時間全体の39%あった。
 評価の段階（STEP）別みると訪問調査の段階について研修時間全体の39%が充てられていた。

サビ管等*の研修制度
について

改訂新カリキュラム
(平成31年度より実施予定)

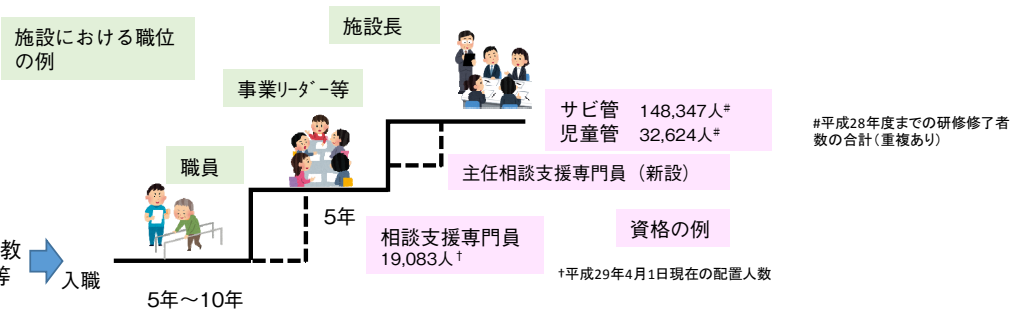
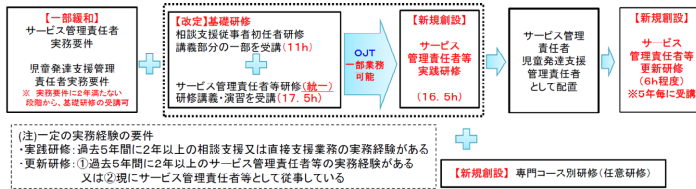
「相談支援専門員及びサービス管理責任者等の
研修制度の見直しについて」(第89回 社会保障
審議会障害者部会 (H230.3.2 資料3) より)

相談支援専門員



サビ管等*

*サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者



実務経験からみたキャリアパス上の相談支援専門員およびサビ管等*の位置づけの例

注：改訂新カリキュラム(平成31年度より実施予定)を参考に作成。本図はあくまで各資格の取得要件を満たす実務経験の年数を指標として、各資格の取得順序を一例として示したものであり、一般的に施設職員が昇任等をすることを表したものではない

図 5. サービス管理責任者等の研修制度とキャリアパス

表 1. 国内外の第三者評価者の資格要件と報酬

●日本		✚ イングランド		✚ スコットランド	
全国社会福祉協議会 ¹ 【評価調査者】	東京都福祉サービス評価推進機構 ² 【評価者】	ケアの質委員会 (CQC) ^{3,5} 【査察官】	教育水準局 (Ofsted) ^{4,5} 【査察官】	英国自閉症協会 (NAS) 【評価者】 6,7	ケア査察機構 ^{6,8} 【査察官】
組織運営管理業務の実務経験3年以上 有資格者又は学識経験者で、業務経験3年以上	業務経験3年以上 組織運営管理等の業務経験3年以上 調査関係機関等での業務経験3年以上 学識経験者としての業務経験3年以上	特定の資格等を要件として明文化してはいない	実務経験5年以上+ 管理者としての業務経験2年 大卒または相当の学歴者	教員や看護師などの有資格で、実務経験3年以上	有資格者+管理者としての業務経験3年以上 応募者に対し、書類選考を経て面接、筆記による選考の合計7つの段階あり

評価者の報酬 (年間) (単位: £ (ポンド))	42,050 (ロンドン) ¹⁴ , 37,321 (ロンドン以外)	71,500 ^{6,11} 390 ^{6,12}		28,980-38,301 ¹³
応募資格保有者に相当する者の報酬 (単位: £ (ポンド))	18,432 ⁹ 25,974 ¹⁰	60,162 (51,687-57,672) ¹⁵ 2,085-4,116 ¹⁵		CQC の値を参照

¹ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局長 老健局長 通知「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について(平成26年4月1日雇児発0401第12号ほか)を基に作成 (<http://shakyo-hyouka.net/>)

² 同機構募集要項「福祉サービス第三者評価機関認証実施要領 第9条に規定する者で、評価機関から推薦を受けたもの」を基に作成 (<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>)

³ 「医療および社会的ケアサービスを提供するすべての組織に対して一元的に規制を行う、保健省 (Department of Health) からは独立した公的な機関」 (白瀬由美香: イギリスの社会的ケア事業者の登録・監査・評価制度. 社会保障研究 48(2); 175-185) (<http://www.cqc.org.uk/>)

⁴ 政府の非大臣省 (non-ministerial government department) で公的資金による教育・訓練機関の監査を実施。資格要件については Ofsted Inspector (OI) - specification (2017年11月) を基に作成 (<https://www.gov.uk/government/organisations/ofsted>)

⁵ 新日本有限責任監査法人「アメリカ・イギリスにおける政府活動に対するチェック機関に関する調査研究」(平成29年3月)による訳語を使用

⁶ 研究班ヒアリングを基に作成

⁷ 自閉症のある人に適した支援として認証を実施 (<http://www.autism.org.uk/>)

⁸ スコットランド自治政府の資金援助を受け、福祉施設の査察を実施 (<http://www.careinspectorate.com/>)

⁹ 国家統計局: 労働時間および賃金に関する年次統計 the Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE) 2017年版より、常勤ケアワーカー全体の年収の平均額

¹⁰ 同統計より上位10パーセントの年収額

¹¹ 勅任査察官 HMI (her majesty's investigator) の年収

¹² 契約査察官の日当

¹³ 募集広告 (2017年9月マ切分) より

¹⁴ 募集広告 (常時募集) より、Grade Bとして規定された金額

¹⁵ 全国女性教員組合 National Association of Schoolmasters Union of Women Teachers 発表資料

(<https://www.naswt.org.uk/advice/pay-pensions/pay-scales.html>) より。上段はスコットランドの Quality Improvement Manager (およびカッコ内は Quality Improvement Officer) の年俸 (2016年4月1日時点)、下段はイングランドおよびウェールズの特別支援教育職員の職務手当

表 2. スコットランドケア査察機構の要件

🇬🇧 スコットランド
<p>ケア査察機構【査察官】</p> <p>SCQF¹ レベル 9 (大学卒業程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通学位 (実践小児学) ・ アバディーン大学普通学位 (社会教育学) ・ 優等学位² (社会福祉学) または相当するもの ・ 学卒ディプロマ (実践小児学) ・ スコットランド職業資格当局認定高度専門職アワード (実践小児学) (SCQF レベル 9 で 360 単位³) ・ スコットランド職業資格に規定される青少年福祉 (SCQF レベル 9) ・ スコットランド職業資格に規定される保健福祉 (SCQF レベル 9) ・ 職業資格第 4 レベル認定小児ケアの教育開発 (SCQF レベル 9) ・ 職業資格第 4 レベル認定保健と福祉 (SCQF レベル 9)

¹ スコットランド単位・資格制度 (Scottish Credit and Qualifications Framework) (<http://www.scqf.org.uk/>)

² 同国において通常 3 年 (初等教育から 16 年) で大学を卒業する普通学士と異なり 4 年で卒業するもの

³ SCQF において、1 単位 (credit) は当該領域に関する専門的学習時間 10 時間に相当する

表 3. 国内外の第三者評価者の研修時間と受講料

🇯🇵 日本		🇬🇧 イングランド			🇬🇧 スコットランド
<p>全国社会福祉協議会【評価調査者】</p>	<p>東京都福祉サービス評価推進機構【評価者】</p>	<p>ケアの質委員会 (CQC)【査察官】</p>	<p>教育水準局 (Ofsted)【査察官】</p>	<p>英国自閉症協会 (NAS)【評価者】</p>	<p>ケア査察機構【査察官】</p>
<p>29.5 時間 (モデルカリキュラム)</p> <p>地域により実施日数: 3~17 日、受講費: 0 円~35,000 円⁴</p>	<p>39 時間 (6 日) + 評価実習</p> <p>受講費: 29,000 円</p> <p>受講後に評価の補助者として実習</p>	<p>※対象領域に応じた各種研修あり</p> <p>8 週間 (各週 5 日まで。全国共通の課題についての研修</p> <p>50.5 時間 + 地方の課題についての研修)³</p> <p>修了後、勅任査察官 (HMI) などについての業務観察</p> <p>半年間の試験的雇用</p> <p>受講にかかる費用負担はなし (宿泊等については研修担当部署が用意)</p>	<p>応募者は書類審査、筆記、面接等の審査を経て採用される (約 12 週間)¹</p> <p>半年間の試験的雇用</p> <p>受講にかかる費用負担はなし (旅費は自己負担)</p>	<p>2 週間半 ~ 3 週間</p>	<p>640 時間 (80 日)</p> <p>受講にかかる費用負担はなし</p> <p>日常業務を通じて習得できる単位もあり</p>
<p>研修に盛り込むべきもの⁵</p> <p>(単位: 年)</p>	0.80	0.48	調査中	0.53	
<p>研修の専門性⁶</p> <p>(単位: 年 (日))</p>	0.02 年 (7.34 日)	0.008 年 (2.94 日)		0.007 年 (2.43 日) 9.12 日 ⁷	

¹ 応募予定者に向けて傾向対策を目的としたと推察される民間事業者による説明会が開催されている (£ 299)²

² 2018 年の開催についての受講費用 (<http://www.excellence-in-learning.co.uk/>)

³ 研修時間等は 2012 年の開催分の一例として提示された資料を基に作成。研修機関 CQC Academy が設置され研修によっては e-learning を活用したものも認められる

⁴ 全国社会福祉協議会政策企画部調査資料「評価調査者の養成状況」(平成 30 年 1 月)

(http://www.shakyo-hyouka.net/sisin/data/sys_c27_201801.pdf) および各県実施機関公表資料より 地域によって異なる

⁵ 資格要件に記載された職種の平均年収と当該機構等が提示する新任者の年収 (または年俸) の差分を算出し、イングランドについてはイギリス全体の、スコットランドについてはスコットランドのフルタイム労働者の平均年収で除

して、研修の受講等、当該職として採用されるまでに習得する専門職としての経験（知識と技能）の水準について相当する年数の値を算出した。国民の平均年収についてはスコットランド議会公表統計 Earnings in Scotland: 2017 より引用した。

⁶前項の値を研修時間（週数。1週間は5日換算）で除して、研修一日あたり相当する専門職としての経験の水準を年数および日数（1年を365日とした）で算出した。

⁷研究班によるインタビュー調査より、受講後に到達するべき水準について「実務経験、管理経験として一般的に最低5年」との回答があり、受講資格としてSCQFレベル9かつ3年以上の管理経験とされていることから大卒後3年とみなし、差分から受講によって得られる専門職としての経験値を2年、研修日数80日で除して、研修一日あたり相当する専門職としての経験の水準を算出した。

表 4. 研修の方法

国	● 日本		✠ スコットランド
制度	全社協 【評価調査者】 (単位：時間)	東京都福祉サービス 評価推進機構 【評価者】 (単位：時間)	ケア査察機構 【査察官】 (単位：時間)
座学（講義）	11.50	23.92	56
グループディスカッション	3	13.83	80
事例検討	7		10
実習	9	補助者として経験	200
その他		宿題	拡張実技 200 自習等 160

注：講義カリキュラム等の資料から、各課題の表題等から推測して著者が分類したものであり研修企画者の意図した分類と同一ではない

表 5. 科目等ごとにみた時間数

国	● 日本		✠ イングランド	✠ スコットランド
制度	全社協 【評価調査者】 (単位：分)	東京都福祉サービス 評価推進機構 【評価者】 (単位：分)	ケアの質委員会 (CQC) 【査察官】 (単位：分)	ケア査察機構 【査察官】 (単位：分)
評価の仕組み	150	467	225	
評価の方法（項目の着眼点等）	780	680	285	
障害特性				900
権利擁護			570	1,200
法制度		100	105	2,400
意思表示に困難がある場合の聞き取りの方法	120	11 ¹	300	1,800
評価者としての心構え	60	112		
審査時に発生したトラブルへの対応の仕方			45	
研修修了時の試験		35		4,800
その他			IT技術について 330	法人や組織の運営 2,400

注：講義カリキュラム等の資料から、各課題の表題等から推測して著者が分類したものであり研修企画者の意図した分類と同一ではない

¹利用者調査における場面観察の方法について解説を行った実時間を計測した

表 6. 資格の有効期間（更新の要否）と更新にかかる費用

国	● 日本		✚ イングランド	✚ スコットランド
制度	全社協 【評価調査者】	ケアの質委員会 (CQC) 【査察官】	ケアの質委員会 (CQC) 【査察官】	ケア査察機構 【査察官】
有効期間 (または継続研修までの期間と受講費用ないし登録更新に要する費用)	継続研修の実施の状況は地域によって異なる ¹ (受講料 0 円から 10,000 円)	フォローアップ研修の受講により登録を維持 共通コース 1 年 (受講料 1,800 円 ²) 専門コース 3 年 (受講料 11,000 円 ³) 評価機関認証の有効期間は 1 年	常勤職公務員のため研修を受講し査察を実施していれば再登録は要しない	スコットランド社会サービス評議会に 1 年ごとに登録を更新 (更新料 £ 80)

¹平成 30 年 1 月 全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

²平成 29 年度実施分の金額

³平成 26 年度実施分の金額

表 7. 更新のための研修の時間数

国	● 日本		✚ スコットランド
制度	全社協 【評価調査者】	東京都福祉サービス評価推進機構 【評価者】	ケア査察機構 【査察官】
研修日数 (合計時間数)	0 日 (継続研修の実施無し) から 10 日 (延べ日数) ¹	共通コース 1 日 170 分 (2.8 時間) ² 専門コース 2 日 650 分 (10.8 時間) ³	学習進展記録をつけて、評議会が定期的に保管

¹平成 30 年 1 月 全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

²平成 29 年度 評価者フォローアップ研修 (共通コース) より (休憩時間含まず)

³平成 29 年度 評価者フォローアップ研修 (専門コース) 基本編【利用者調査の手法を学ぶ ～児童分野～】より (休憩時間含まず)

表 8. 更新のための研修のカリキュラム

● 日本	
東京都福祉サービス評価推進機構 【評価者】 (単位: 分)	
共通コース ¹	専門コース ²
前年度の評価実績等 10	調査の意義 50
評価項目等の変更点の連絡 95	制度解説 60
今後の見直しの予定について 15	対象者の理解 60
注意事項の再確認 25	技法の解説 220
今年度の研修について	演習 210
事務連絡 10	質疑応答 20
	オリエンテーション等 40

¹平成 29 年度 評価者フォローアップ研修 (共通コース) より

²平成 29 年度 評価者フォローアップ研修 (専門コース) 基本編【利用者調査の手法を学ぶ ～児童分野～】より

表 9. 講師の要件

国	● 日本		✚ イングランド	✚ スコットランド
制度	全社協 【評価調査者】	東京都福祉サー ビス評価推進機 構【評価者】	ケアの質委員会 (CQC)【査察官】	ケア査察機構【査察官】
講師の 要件	原則として全社協 が実施する評価調 査者指導者研修を 修了したもの ¹	評価者の中から 適任と思われる ものについて講 師として養成し たもの ² (指針に 明記なし) ・実務について 経験豊富な評 価者 ・制度について は学識経験者	研修機関 CQC Academy, 地域 ディレクター, 外部講師など 多様 ³	SCQF レベル 10 (優等学士 ⁴) ○講師 (tutor/ assessor) ・大学院修士課程 (教育学) 修 了 ・スコットランド職業資格当局 認定高度専門職アワード (実 践教育学) ○内部検証者 (internal verifier) ・スコットランド職業資格当局 認定の内部検証者資格取得 (見込み含む)

¹福祉サービス第三者評価事業に関する指針より 実施地域によって異なる

²機構ヒアリングより

³研究班ヒアリングより

⁴同国において通常 3 年 (初等教育から 16 年) で大学を卒業する普通学士と異なり 4 年で卒業するもの

表 10. 養成研修の受講資格 (資格要件) についての意見 (指標 A)

調査の回答 (順不同・複数回答)
有資格者+実務経験 3 年
有資格者+実務経験 3 年以上(2 件)
実務経験 5 年以上
サービス管理責任者+実務経験 3 年以上
実務経験 5 年以上+サービス管理責任者経験 3 年以上
学識経験者+当該分野の教育または研究 3 年以上
児童発達支援管理者取得後+実務経験 2 年
組織運営管理業務 3 年以上

表 11. 受講資格について「4 年制大学卒業後の年数」に置き換えた場合の意見 (指標 A)

調査の回答 (昇順)
3
5 (4 件)
6~8
平均 4.6 年

表 12. 養成研修の時間に関する意見

回答 (昇順)		回答 (昇順)	平均時間
24	座学 (講義)	4, 8(2 件), 11, 12(2 件)	9.2
25 (2 件)	グループディスカッション	2, 3, 5, 6, 7(2 件)	5.0
30 (2 件)	事例検討	2, 4(2 件), 5, 6, 7	4.7
33	実習	5, 6, 7, 8, 10	7.2
平均 27.8 時間	その他	3	

表 13. 養成研修の内容に関する意見

	回答（昇順）	平均時間
評価の仕組み	1, 2(2件), 3, 5(2件)	3.0
評価の方法（項目の着眼点等）	1, 2, 3, 5(2件), 6	3.7
障害特性	1, 2(2件), 3, 4, 5	2.8
権利擁護	1(3件), 2, 3	1.7
法制度	1(3件), 2(2件), 4	1.8
意思表示に困難がある場合の聞き取りの方法	1, 2(3件), 4, 5	2.7
評価者としての心構え	0.5, 1(3件), 2, 4	1.6
審査時に発生したトラブルへの対応の仕方	0.5, 1(2件), 1.5, 2, 3	1.5
研修修了時の試験	1(3件), 2	1.3
その他	0	

表 14. 養成研修の到達水準に関する意見（指標 B）

（順不同・複数回答）
福祉、医療、保健分野の有資格者+実務経験 4 年相当
社会福祉主事
サービス管理者取得後 5 年相当
実務経験 5 年
社会福祉士

表 15. 修了者の到達水準について「4 年制大学卒業後の年数」に置き換えた場合の意見（指標 B）

（昇順）
5
6(2件)
8
10
平均 7.0 年

表 16. 資格の有効期間についての意見（指標 B）

（昇順）	平均年数
3(3件), 4, 5	3.6 年

表 17. 更新のための研修の時間数と形式に関する意見

（昇順）		（昇順）	平均時間
8(4件)	座学（講義）	2(2件), 4	2.7
平均 8.0 時間	グループディスカッション	1, 2, 3	2.0
	事例検討	1, 2, 3	2.0
	実習	1, 2	1.5
	その他	1	

表 18. 更新のための研修のカリキュラムに関する意見

	（昇順）	平均時間
最近の事案	1, 1.5, 2, 3	1.9
疑義解釈	1(2件), 1.5	1.2
研修修了時の試験	1(3件)	1.0
その他	0, 1	0.5

表 19. 研修の講師の資格要件に関する意見（指標 E）

(順不同・複数回答)
社会福祉士、精神保健福祉士、実務経験 20 年以上
福祉・医療・保健分野の有資格者+当該業務の実務経験 10 年以上
サービス管理責任者取得者+当該業務実務経験 10 年以上
福祉・医療・保健分野の学識経験者+分野の教育または研究 10 年以上
有識者、行政、大学関係、（第三者評価の）事業者
実務経験 10 年+サービス管理者 5 年
社会福祉士+実務経験 10 年

表 20. 研修の講師の資格要件に関する意見（教育歴）

(昇順)
10
15(2 件)
20
平均 15.0 年

児童福祉サービスの第三者評価者の養成のあり方についての意見の調査

質問紙の電子ファイルをご希望の場合はご連絡ください。

ご回答団体名： _____

ご回答くださった団体名、また、個別の団体のご回答の有無およびご回答の内容についてご承諾なく第三者に開示することはありません。

註：ここでは「児童福祉サービス」のうち、障害児の利用する福祉サービスとして以下の事業を対象として質問します。

障害児通所支援：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
障害児入所支援：福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
障害児相談支援：障害児支援利用援助：継続障害児支援利用援助障害児入所支援

児童福祉サービスの第三者評価を行う専門職の養成のあり方についてご意見をうかがいます。以下の質問にご回答ください。

1. 養成研修を実施する場合に受講資格をどのように設定したらよいとお考えですか？

1) できるだけ具体的に箇条書きでご記入ください（例：〇〇免許保持、実務経験〇年、サービス管理者取得後〇年、等）。

ご承知のとおり、さまざまな免許・資格では受講資格に複数の条件が設定されています。複数の要件の重複を求める場合は「+」でつないでください。（例：実務経験〇年+サービス管理者取得後〇年、等）

回答： _____

2) その受講資格に相当する専門職としての経験を「4年制大学卒業後の年数」に置き換えてお答えください。

国によって教育制度は同一でなく職種によっても教育課程は異なっていることが多いです。また、大学で学ぶ課程・専攻の内容によっても卒業時の当該学生の資質は異なっていると思われます。しかし、ここでは、専攻の内容等を考慮せずに単純に22歳で4年制大学を卒業したものが保健・福祉の専門職として勤務を始めたというケースを想定して、勤務開始時を「経験年数0年」として計数をはじめることとします。

回答： _____年

2. 養成研修を実施する場合に研修の内容をどのように設定したらよいとお考えですか？

1) 必要とされる時間数について、できるだけ具体的に数値でご記入ください

合計_____時間

その内訳：

座学（講義を聴講するもの）_____時間

グループディスカッション（参加者が班に分かれて用意されたテーマにそって討議し発表等を行うもの）_____時間

事例検討（用意された施設や利用者の例を用いて参加者がグループもしくは個人で評価を試行するもの）_____時間

実習（施設等で評価を試行するもの）_____時間

その他（具体的に： _____）_____時間

2) 必要とされるカリキュラムの内容について、できるだけ数値でご記入ください

評価の仕組みについて_____時間

評価の方法について（評価項目ごとの着眼点、評価子のポイント等）_____時間

障害特性について（障害および障害者(児)について学ぶもの）_____時間

権利擁護について_____時間

法制度について_____時間（学ぶべき法律や制度の名称：_____）

障害等により意思表示に困難がある場合の聞き取りの方法について_____時間

評価者としての心構えについて_____時間

審査時に発生したトラブルへの対応の仕方について_____時間

研修修了時の試験_____時間

その他（具体的に： _____）_____時間

3. 養成研修を修了した場合に受講者の到達しているべき水準をどのように設定したらよいとお考えですか？

1) できるだけ具体的に箇条書きでご記入ください（例：〇〇免許保持相当、実務経験〇年相当、サービス管理者取得後〇年相当、等）。

この質問では、受講者が研修を修了した時点で身につけたと推定される知識や経験について、相当すると思われる既存の免許や資格等をたずねています。

回答： _____

2) その水準に相当する専門職としての経験を「4年制大学卒業後の年数」に置き換えてお答えください。

この質問は、質問 1.2) と連動しています。すなわち、この回答の数値との差を、養成研修を受講することによって得られる経験値ととらえることを目的としています。

回答：_____年

4. 評価者としての資格は、更新が必要とお考えですか？

はい → 質問 5.へお進みください。

いいえ → 質問 8.へお進みください。

5. 4で「はい」と選ばれた方にお尋ねいたします。更新までの期間（資格の有効期間は何年が適切とお考えですか？）

回答：_____年

6. 更新のための研修を実施する場合に研修の内容をどのように設定したらよいとお考えですか？

1) 必要とされる時間数について、できるだけ具体的に数値でご記入ください

合計_____時間

内訳：

座学（講義を聴講するもの）_____時間

グループディスカッション（参加者が班に分かれて用意されたテーマにそって討議し発表等を行うもの）_____時間

事例検討（用意された施設や利用者の例を用いて参加者がグループもしくは個人で評価を試行するもの）_____時間

実習（施設等で評価を試行するもの）_____時間

その他（具体的に： _____） _____時間

2) 必要とされるカリキュラムの内容について、できるだけ具体的に記入ください

最近の障害児サービス事業者における不祥事等の事案について_____時間

審査時に生じた疑義への解釈について_____時間

研修修了時の試験_____時間

その他（具体的に： _____） _____時間

7. 研修の講師についてはどのような方が就任すべきとお考えですか？ 質問 1. にならってお答え下さい。

1) できるだけ具体的に箇条書きでご記入ください（例：〇〇免許保持、実務経験〇年、サービス管理者取得後〇年、等）。

複数の要件の重複を求める場合は「+」でつないでください。（例：実務経験〇年+サービス管理者取得後〇年、等）

回答： _____

2) その就任資格に相当する専門職としての経験を「4年制大学卒業後の年数」に置き換えてお答えください。

国によって教育制度は同一でなく職種によっても教育課程は異なっていることが多いです。また、大学で学ぶ課程・専攻の内容によっても卒業時の当該学生の資質は異なっていると思われます。しかし、ここでは、専攻の内容等を考慮せずに単純に22歳で4年制大学を卒業したものが保健・福祉の専門職として勤務を始めたというケースを想定して、勤務開始時を「経験年数0年」として計数をはじめることとします。

回答： _____年

8. 児童福祉サービスの第三者評価を行う専門職の養成のあり方について、忌憚のないご意見等をお聞かせください。

9. この質問紙と並行して、聞き取り調査を実施いたします。児童福祉サービスの第三者評価について、現状や課題、今後の対策としてお考えになっいらっしゃるなどお聞かせいただければ幸いです。聞き取り調査へのご協力をいただける場合は○をお付けください。

・聞き取り調査に協力する

具体的な日程につきましては、後日当方より連絡を差し上げ調整をさせていただきます。聞き取りについて予定している時間は1時間程度です。訪問に当たり必要となる旅費等は当方にて負担いたします。

質問は以上です。お忙しい中ご協力ありがとうございました。同封している返信用の封筒にてご返送ください。（郵送の場合、料金は不要です）